

岩手県地域食品認証規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 90 号

岩手県地域食品認証規則を廃止する規則

岩手県地域食品認証規則（昭和 51 年岩手県規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の岩手県地域食品認証規則（以下「廃止前の規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により行われた申請に対する認証については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に廃止前の規則第 5 条の規定による認証を受けている者（前項の規定に基づく認証を受けている者を含む。）に係る廃止前の規則第 7 条から第 10 条までの規定の適用については、この規則の施行の日から 2 年間は、なお従前の例による。